

外部委託漏えい原因論②



藤谷 護人

日本における個人情報漏えいの原因の7割は、アクセス権限者であり、さらにその7割は、外部委託（再委託、再々委託等含む、派遣含む）が原因である。個人情報処理の委託元企業は、この統計的・客観的な漏えいリスクに対して、あまりに無頓着・無防備に過ぎる。改められなければならない。

労働力形態による内部統制力喪失関係図

	自社雇用	自社契約	自社パート	派遣	再委託	再委託
解雇・解任権	○	△	△	×	×	×
雇止め権	○	○	×	×	×	×
懲戒解雇権	○	○	○	×	×	×
懲戒権	○	○	○	×	×	×
解雇命令権	○	○	○	×	×	×
解雇追要求権	○	○	○	○	○	△
労働契約権	○	○	○	○	○	△
賃金請求権	○	○	○	○	○	△
労働指図命令権	○	○	○	○	○	△
監督権	○	○	○	○	○	△
労働指図命令権	○	○	○	○	○	△
解雇	○	○	○	○	○	○
解雇	○	○	○	○	○	○
請求権	○	○	○	○	○	○

個人情報漏えいの原因の7割は、アクセス権限者であり、さらにその7割は、外部委託（再委託、再々委託等含む、派遣含む）が原因である。ということ、全情報漏えいの約半分は、外部委託などが原因だ。しかし、個人情報処理の委託元企業は、この統計的・客観的な漏えいリスクに対して、あまりに無頓着・無防備に過ぎる。その行き着い

た結果が、昨年のベネッセ事件である。企業は、外部委託についての二つの構造的・客観的な脆弱性を明確に認識する必要がある。第一の脆弱性は「労働力形態別内部統制力喪失関係図」を見てほしい。完全正社員、契約社員、パート/アルバイト、派遣、委託、再委託というように労働力形態を配し、表側には、懲戒解雇から始まって、研修受講命令、民事損害賠償請求権まで、雇い主が、各労働力形態に対して、及ぼしうる内部統制力について、完全に及ぶ○、少し及ぶ△、及ばない×を記載している。左上から右下に対して、対角線を引いてみると、対角線より左下部分に○が集中し、右上部分（派遣、委託、再委託）に×が

集中している。だから企業は、委託に対しては、漏えい防止の内部統制力が直接は及ばない、再委託に対しては、より遠く及ばない、という単純な事実、脆弱性リスクに、はつきりと気付かなければならない。第二の脆弱性は、「外部委託セキュリティ構造式」、すなわち「委託元X社のセキュリティレベルをSL(X)とし、外部委託先Y社のセキュリティレベルをSL(Y)とすると、委託契約上Y社が負う『善管注意義務』とは、『SL(X)ⅡSL(Y)』でなくてはならない。もし、『SL(X)ⅡSL(Y)』ならば、X社は、社内管理するよりも外部委託することによってセキュリティレベルを低下させることになり、個人

情報を預かっているAに対する善管注意義務に違反することになるからである。『SL(X)ⅡSL(Y)』は、確保されている場合もある。問題はY社からの再委託先Z社である。『SL(X)ⅡSL(Y)ⅡSL(Z)』ではない。しかし、現実の再委託の実態は、『SL(X)ⅡSL(Y)ⅡSL(Z)』がほとんどであるといわざるを得ない。

企業は、「第一の脆弱性」に照らして、再委託は例外であることを明確に認識して再委託の必要性について厳格に吟味する、と共に、第二の脆弱性に照らして、再委託先のセキュリティレベルが「SL(Y)ⅡSL(Z)」であることを、証拠により確認できなければ再委託を認めない、という原則」を厳格に適用しなければ、善管注意義務違反の違法であると認識しなければならぬ。この点についての認識が欠けている企業がほとんどであるが、改められなければならない。

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。ITADRセンター所長。日本の弁護士の中で唯一の公認システム監査人、JISA正会員。